

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（2件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和4年2月14日

4 処分理由

正当な理由がないにもかかわらず、令和3年8月26日午後9時頃、集合住宅内の他人の居室に侵入するとともに、同時刻頃から同日午後9時20分頃までの間に、睡眠を取った。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 東京都公立小中学校事務共同実施支援職員
- (3) 年 齢 68歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年2月14日

4 処分理由

令和3年4月1日午後1時15分頃から同年11月16日午後2時45分頃までの間に、勤務校において、業務用パーソナルコンピュータを私的に使用して、合計107日間、勤務時間中に計約76時間28分にわたり、業務以外の目的で、インターネット上の業務に関係のないウェブサイトを開覧した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）